- 1. 日 時 令和元年 7 月 26 日 (金) 午後 6 時 10 分~午後 8 時 10 分
- 2. 出席者

豊泉会長、白川副会長、和田委員、稲葉委員、小坂委員、峰岸委員、太田委員

- 3. 報 告
  - 1) 事業報告及事業予定について

事務局より資料「歴史民俗資料館・古民家園来館者数一覧」、今年度4月から7月までの事業報告資料「歴史民俗資料館・古民家園事業報告」、7月から10月までの事業予定資料「歴史民俗資料館・古民家園事業予定」、くんじょう消毒に伴う臨時休館資料「歴史民俗資料館の臨時休館について」にそって説明。

2) 埋蔵文化財調査について

事務局より、今年度4月から7月までに現地調査を行った資料「埋蔵文化 財調査報告」にそって説明。

3) 指定文化財の現状変更等について

事務局より、史跡玉川上水の現状変更に関する完了届3件(劣化による法面補強、台風により倒木で法面き損の回復、通電管設備塗装の軽微な現状変更)について、資料にそって説明。

委員:き損回復を実施した地点はどの地点にあたるのか。

事務局:金毘羅橋の上流側左岸2箇所で補修回復を行った。

4) 国宝石幢の保存修理事業について

事務局より、資料「国宝「石幢」防災・修理事業に係る計画(案)」にそって説明。

委 員:石幢修理を公財)美術院が施工する場合は、京都に運搬するのか、そ

の際の運搬方法は、どのように行うのか。

事務局:計画段階ですが、文化庁、東京都の指導協力で、美術院の支援が得られるうな状況で、支援が受けられる場合は、美術院の指導又は直接施工などにより、養生作業を行い、振動などの対策を十分とったうえで、境内での移動や京都への運搬を行う予定である。

委員:新保存庫は、普済寺境内のどの辺りに建築するのか、また保存庫の面積、大きさはどのくらいになるのか。

事務局:お寺の計画では、庫裏北側の仮本堂がある場所に設置を検討している。 新保存庫の面積等大きさについては、文化庁との協議などがあり詳細 は未定であるが、国宝保存の専用建物を建設する考え方で整理されて いる。

委員:都史跡「立川氏館跡」での新保存庫の建築になるが、埋蔵文化財への 影響について確認したい。

事務局:新保存庫の基礎工法にも因るが、境内全体が都史跡のため、都の方で 史跡の現状変更を判断されることになる。お堂の建立などこれまでの 現状変更と同様に、新保存庫の建設にあたり「立川氏館」に係る重要 な遺構等が発見された場合は、別途保存協議を行うことになろうかと 思う。予め建設地で確認調査を行い、その結果を見て、本格的な発掘 調査を実施の判断、また発掘調査で重要な遺構等が発見された場合は、 それからの判断になるかと思う。

委員:移設後に現保存庫の地下については、埋蔵文化財調査を行うのか。

事務局:除却でも都史跡の現状変更にあたるため、都と確認をとりつつ対応する考えである。お寺がその場所で別事業を行うことになれば、都史跡の現状変更ということで、埋蔵文化財についても対応することになる。

委員:史跡内でもあり、地下遺構を破壊しない建築工法で建設できるか検討

できないのか。

- 事務局:新保存庫の設計については、お寺が計画されるものであるが、防災事業として建替えるものでもある。国の文化財保存施設の設置基準など条件を満たさないと移設はできない。建物の地中構造は埋蔵文化財との関係になるので、先のとおり適切な対応を図りたい。
  - 5) 市指定有形文化財「阿豆佐味天神社本殿」修理工事について 事務局より、「保存修理工事現場完了の状況写真」並びに「本年度工事工 表」資料にそって説明。現場での作業を終え、今後は12月上旬までに修 理報告書を刊行し、全体を終了する予定である。
  - 委員:建築文化財の担当として、先日修理完了の検査を行い、今年度の修理 完了状況と、現場作業の終了にあたり、市指定文化財の意匠等の保存 修理、復元が適切に行われているのかを現地確認した。

総合的な所見として、修理前の状況では、彩色や飾り金具の施工は近代以降追補と思われ、復元のすすめ方については慎重を要した。しかし、彩色の掻き落し後、また飾り金具の垂木小口箇所には、長年の風触痕が観察され、江戸時代中期まで遡る彩色や飾り金具が装飾されたこと、梁などの絵様の変遷から推察してもその頃の所産と考えられる。神社内に遺る構造的には用をなさない鎹で止めた梁状の部材には、江戸初期の建築物で視認される蛤手斧の調整痕が残り、宝永5年の棟札に相当するものと推測している。記録では、江戸中期の寛保年間に大修造を行った祝詞も残るので、古記録の調査と修理での観察をあわせ、修理報告書にまとめられるように、今後も助言等していきたい。

## 4. 議 題

1) 市指定文化財の保存管理について

事務局より、資料の「立川市指定史跡柴崎分水管理基準」及び「区分地図」

- の、富士見町A地区内で起こった、分水路での事故及び近隣住民から寄せられた要望について報告及び説明後、今後当該地区の文化財保存管理について確認する。
- 委 員:事故原因は、分水路内に人が落ちたことなのだろうが、怪我でなく亡くなった原因等詳細を教えてほしい。
- 事務局:道路管理者である立川市道路課からの情報によるが、道路課が警察に 問い合わせたところ個人情報などの制限で、その場所付近で歩行者が 分水路で亡くなったという情報だけで、亡くなった方の身元的な情報、 事故の日時や落下の原因、身体的な理由、事故か事件か、水死かどう かも公表されていない。
- 委 員:その場所で死亡者がいたということだけでは、原因や理由、昼夜もわ からないままでは保存管理の対策も立てようがないではないか。
- 事務局:以前より幅の狭い道路に沿ってのこる分水路のため、乗用車の脱輪事故があることは、近隣の方から道路課に指摘されていることではあるが、人命にかかわる件は稀で、安全に関わる近隣住人の要望という点から、道路課としても何らかの対策を立てたいということである。道路課としては、蓋をかけることが一番の安全対策と考えていますが、市指定の文化財であり、また保存区分上最重要なA地区のため、文化財保護担当課の意見を求められたところである。
- 委員:地域全体、つまり事故のあった町会、自治会など地域住民の総意的な 意見として、水路の蓋掛けが要望されているのか。
- 事務局:道路課からの情報では、今回の事故で町会など団体から要望が出ているのではなく、一部近隣の住人からの要望と聞いている。
- 委員:歩行者にわかり易い、道路と水路を隔てる安全柵は設置できないのか。 事務局:幅の狭い道路に水路が併走しているので、安全柵を設置すると道路幅

が更に狭くなり、設置は難しいとの見解です。

委員:2年前に史跡の現状を把握するため、委員方々と水路の実踏を行った。 旧景観を留め、水路の土木構造的にも貴重な箇所で、A地区に定められている。数年前この地区で申請された現状変更では、事業者や住人方々に協力をいただき、現状保存を図った場所でもある。原則は管理運用基準の取扱いのとおり、手を加えずそのままの状態、構造や景観を維持する考え方ではあるが、A地区で亡くなった方がいたという事実がある以上、近隣住人の総意でないとしても、行政としては、再度文化財の現状確認や運用基準の見直し、検討等の対策を起こしていくべきことは必定であろう。安全柵の設置が物理的に困難というのであれば、蓋掛け以外の方法での対策案はあるのか。

事務局:事故の一因として、道路幅が狭く見通しも悪い。道路課と協議中であるが、現在市内全域の市道の街路照明を明るくする工事を予定している。事故の場所でも、特に夜間は、街路照明を明るくすることで道路と水路の境界を見やすくする安全対策を講じることは、対応可能であり、文化財保護担当課としても早急な施工を要請している。

会 長:蓋掛け、つまり指定文化財の価値そのものに手を加える現状変更は、 慎むべきことであるが、事故原因が不明なだけに、まずはできる対策 である街路灯の照明工事を行い、その効果を待って、次の不測の事態 が生じた場合は、管理運用基準に定めた保存区分の地区割りを見直し、 再評価を図る等、本審議会としても対応するのはいかがでしょうか。

各委員:同意異議なし。

会 長:照明工事をすすめてください。

2) 文化財指定について

事務局より、資料「文化財指定について」の関連資料にそって説明。

指定候補資料の中で、前回審議会で、資料評価を保留している「五十嵐家 文書」の資料調査の報告を『武州文書』複写と比較しながら説明する。 また、中世史担当委員から所見をいただく。

委員:開催前に資料確認を行った。この資料は、「折紙」に書かれ、『武州 文書』の筆払い、筆跡、行間に至るまで似せて記されている。どちら が書写元になるのか検討が必要だが、『武州文書』とは宛名の連名が 異なる。この文書は、上杉氏と北条氏の戦いの恩賞を「永禄三年」に もらい受けると表記されているが、史実は翌年の永禄四年に上杉氏が 関東に侵攻し北条氏と対峙する点、「八王子之城」という記載も、そ の時点では八王子城はなく、当時は「由比城」と称していたことなど、 疑問点が間々見られる。旧家に伝わる昔の事柄を書き記し文書にした ためたもの、また元となる古文書がかつてはあったが亡くなってしま い、その後復元したなど推測の域を出ないが、旧家の由緒、家伝を記 した資料である点では、評価できるであろう。

しかし、指定文化財の基準に照らして見ると、同時代の別資料との整合性、書状の形式体裁としても問題があり、永禄年間の中世文書とは言い難い。市指定文化財「立川氏文書」に次ぐ年号の文書資料として注目し、先に調査、鑑定を始めたが、結果は指定文化財として認めることは難しいと考える。この中世文書以外の資料、刀剣類は、今後の調査の結果を期待したい。

会 長:「五十嵐家文書」については指定文化財の候補から除外しますが異議 ありませんか。

各委員:同意異議なし。

事務局より、前回の審議会で保留となっていた普済寺候補資料、「梵鐘」「普済寺版経典」「古過去帳面3点」「境内絵図」の4件について、文化財調査

- 票に沿って説明する。なお、所有者の普済寺からは、文化財の指定について、協議に応じていいただけると返答をいただいている。
- 委 員:「普済寺版」の指定文化財的な資料価値、地域との関連性、現存資料 が普済寺で所蔵される経緯など、概略の調査は行われているが、普済 寺所蔵以外を含め、刊経全部の調査や、既往研究者に声をかけ調査を 行うのか。
- 事務局:普済寺が所蔵する「大方等大集経」の30巻以外は、所蔵先が市外の 文庫や図書館などにあり、調査はできていない。市史編さん事業で、 調査を行うと聞いているが、全体なのか一部を取り上げるのか情報交 換もできていない。可能な限り調査をお願いしてほしいところである が、文化財の保護をすすめる調査ではないので、当方が文化財指定と 並行して、また指定後に調査を行っていく必要があると考えている。
- 委員:普済寺は市内に所在し、地域とかかわりある資料で指定候補として調査、協議されているが、資料の性質や価値からすると、市でなく広域な地方、東京都や国といった視野で指定を捉えるべきと考えるが、東京都の調査は行われないのか。
- 事務局:文化財の資料的な価値としては、東京都や国といった視点で見るべきではないかと考えている。東京都の担当者に相談をしたが、都指定に自薦する制度はなく、まず市で文化財の資料調査を行い、調査成果を報告書など通じて公表し、その内容をもって指定の検討がなされるのが現状である。
- 委員:文化財指定を行う場合は、件別毎の指定を行うのか、4件の資料をま とめて宗教資料、「普済寺資料群」として指定する考えなのか。
- 事務局:有形文化財の資料の種別、資料年代を考えると、例えば「梵鐘」、「古 過去帳」、「絵図」は、享保期の歴史資料としてまとめることは可能と

考える。ただし「普済寺版」は、至徳の年号を記す、中世の典籍資料 なので、指定基準に沿って分けて考えている。

委員:資料の古過去帳の写しについては、翻刻や内容の調査、また後世の加 筆だろうが注釈があり、その調査や評価はできているのか。

事務局:所有者から、ここで文化財指定に向けて閲覧、調査が可能になったもので、今後も引続き調査を進めていく予定で、文化財の保存と並行で進めていきたいと考えている。

会 長:普済寺資料以外の文化財指定候補の取り扱いはどうなっているのか。

事務局:事前調査で文化財指定に値する評価は整っているが、所有者との協議等で課題を残しているため、指定には少し時間がかかる状況である。

会 長:普済寺関係資料については、「普済寺版」については、中世の経典資料で、所有者調整、資料調査、指定の評価を定め、文化財指定に向けて進めていく。その他、江戸時代所産の3件の資料群についても、指定に向けた詳細調査を継続して進めることで、いかがでしょうか。

各委員:同意異議なし。

## 3. 情報交換

省略

次回開催予定:令和元年10月25日(金)午後6時~